

# 有価証券報告書の訂正報告書

株式会社三菱東京UFJ銀行

---

# 有価証券報告書の訂正報告書

---

本書は有価証券報告書の訂正報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年6月23日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月23日
【事業年度】	第2期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 永 易 克 典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03) 3240-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部次長 今 岡 直 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03) 3240-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部次長 今 岡 直 樹
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第2期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

#### 第2 事業の状況

##### 1 業績等の概要

(参考)

連結自己資本比率(国際統一基準)

単体自己資本比率(国際統一基準)

##### 7 財政状態及び経営成績の分析

3. 連結自己資本比率(国際統一基準)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

(訂正前)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.43	11.97	11.83	12.48	<u>12.83</u>

(注) (省略)

- 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 連結株価収益率は、平成12年12月にパリ、スイス各証券取引所の、平成13年3月に東京、大阪、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所の株式の上場を廃止したため記載しておりません。
- 当行は、平成18年1月1日に株式会社U F J銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京U F J銀行に変更しました。このため、平成16年度までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京U F J銀行からなる計数を記載しております。

(訂正後)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.43	11.97	11.83	12.48	<u>12.77</u>

(注) (省略)

- 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 連結株価収益率は、平成12年12月にパリ、スイス各証券取引所の、平成13年3月に東京、大阪、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所の株式の上場を廃止したため記載しておりません。
- 当行は、平成18年1月1日に株式会社U F J銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京U F J銀行に変更

しました。このため、平成16年度までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(訂正前)

回次		第7期	第8期	第9期	第1期	第2期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.24	12.18	12.21	13.28	<u>13.21</u>

(注) (省略)

12 自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

なお、第1期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(訂正後)

回次		第7期	第8期	第9期	第1期	第2期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.24	12.18	12.21	13.28	<u>13.15</u>

(注) (省略)

12 自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

なお、第1期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

(訂正前)

(省略)

国際統一基準による連結自己資本比率は12.83%となりました。

(訂正後)

(省略)

国際統一基準による連結自己資本比率は12.77%となりました。

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(訂正前)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	59,673
	計	5,332,783	4,940,803
	うち自己資本への算入額 (B)	5,332,783	4,940,803
控除項目	控除項目(注6) (D)	146,672	309,800
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,921,426	11,606,586
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	81,066,010	71,045,505
	オフ・バランス取引等項目	14,123,545	14,297,810
	信用リスク・アセットの額 (F)	95,189,556	85,343,315
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	95,520,699	90,456,809
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		12.48%	12.83%
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		-	7.71%

- (注) 1. 当行は、平成18年5月22日付でメリルリンチ・グループより連結子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社が発行した優先株式を購入する売買契約を締結したため、平成18年3月31日の連結子会社の少数株主持分から1,200億円を控除しております。
2. 平成18年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は645,410百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,694,126百万円であります。  
また、平成19年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は166,386百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,092,675百万円であります。
3. 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。  
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること  
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(訂正後)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	59,447
	計	5,332,783	4,940,577
	うち自己資本への算入額 (B)	5,332,783	4,940,577
控除項目	控除項目(注6) (D)	146,672	314,202
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,921,426	11,601,958
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	81,066,010	71,398,435
	オフ・バランス取引等項目	14,123,545	14,292,123
	信用リスク・アセットの額 (F)	95,189,556	85,690,559
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	95,520,699	90,804,053
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		12.48%	12.77%
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		-	7.68%

- (注) 1. 当行は、平成18年5月22日付でメリルリンチ・グループより連結子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社が発行した優先株式を購入する売買契約を締結したため、平成18年3月31日の連結子会社の少数株主持分から1,200億円を控除しております。
2. 平成18年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は645,410百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,694,126百万円であります。  
また、平成19年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は166,386百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,092,675百万円であります。
3. 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。  
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること  
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（訂正前）

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	—	<u>21,862</u>
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	6,282,137	<u>6,428,565</u>
	計 (A)	6,282,137	<u>6,428,565</u>
控除項目	控除項目（注5） (D)	138,985	<u>305,114</u>
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,170,768	<u>10,682,663</u>
	資産（オン・バランス）項目	74,008,021	<u>63,919,512</u>
リスク・ アセット等	信用リスク・アセットの額 (F)	83,769,029	<u>76,081,199</u>
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	84,067,711	<u>80,831,915</u>
単体自己資本比率（国際統一基準） = (E) / (L) × 100 (%)		13.28%	<u>13.21%</u>
（参考）Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		—	<u>7.95%</u>

- （注） 1. 平成18年3月31日の繰延税金資産に相当する額は599,840百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,512,854百万円であります。  
また、平成19年3月31日の繰延税金資産に相当する額は194,999百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,928,569百万円であります。
2. 告示第17条第2項（旧告示第14条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第18条第1項第4号（旧告示第15条第1項第4号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第18条第1項第5号及び第6号（旧告示第15条第1項第5号及び第6号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第20条第1項第1号から第5号（旧告示第17条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(訂正後)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	21,975
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	6,282,137	6,428,452
	計 (A)	6,282,137	6,428,452
控除項目	控除項目(注5) (D)	138,985	309,630
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,170,768	10,678,034
	資産(オン・バランス)項目	74,008,021	64,266,755
リスク・ アセット等	信用リスク・アセットの額 (F)	83,769,029	76,428,443
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	84,067,711	81,179,158
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		13.28%	13.15%
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		—	7.91%

- (注) 1. 平成18年3月31日の繰延税金資産に相当する額は599,840百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,512,854百万円であります。  
また、平成19年3月31日の繰延税金資産に相当する額は194,999百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,928,535百万円であります。
2. 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

(訂正前)

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

- (1) 当連結会計年度の連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、新規連結要因や、前連結会計年度の実績計上基準の差異(前年は旧UFJ銀行の平成17年4月～12月までの実績は含まれず)により、前連結会計年度比4,735億円増加して1兆2,929億円となりました。
- (2) 当連結会計年度における上記以外の成果として、次の2点をあげられます。

自己資本の一層の充実

当行では、資本の質にも留意しつつ、自己資本比率12%、Tier 1比率8%の達成を目指しておりますが、当連結会計年度末から新基準であるバーゼルⅢを適用した自己資本比率は、全体では12.83%、コアの資本であるTier 1比率は7.71%となり、財務基盤の強化が着実に進みました。

また、当連結会計年度末における繰延税金資産の純額は、課税所得の計上により繰越欠損金が減少したことを主因として、前連結会計年度末から大きく減少し、Tier 1に占める割合は2.3%まで低下いたしました。資本の質についても問題のない状況にあります。

(訂正後)

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

- (1) 当連結会計年度の連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、新規連結要因や、前連結会計年度の実績計上基準の差異(前年は旧UFJ銀行の平成17年4月～12月までの実績は含まれず)により、前連結会計年度比4,735億円増加して1兆2,929億円となりました。
- (2) 当連結会計年度における上記以外の成果として、次の2点をあげられます。

自己資本の一層の充実

当行では、資本の質にも留意しつつ、自己資本比率12%、Tier 1比率8%の達成を目指しておりますが、当連結会計年度末から新基準であるバーゼルⅢを適用した自己資本比率は、全体では12.77%、コアの資本であるTier 1比率は7.68%となり、財務基盤の強化が着実に進みました。

また、当連結会計年度末における繰延税金資産の純額は、課税所得の計上により繰越欠損金が減少したことを主因として、前連結会計年度末から大きく減少し、Tier 1に占める割合は2.3%まで低下いたしました。資本の質についても問題のない状況にあります。

### 3. 連結自己資本比率(国際統一基準)

(訂正前)

自己資本は、当期純利益の積上げによる基本的項目(Tier 1)の増加があったものの、新制度の適用による貸倒引当金計上基準の変更等により、補完的項目(Tier 2)が減少したため、前連結会計年度末比3,148億円減少して11兆6,065億円となりました。

リスク・アセットは、新制度適用によるオペレーショナルリスクの追加等に伴う増加額を信用リスクの減少額が上回ったため、前連結会計年度末比5兆638億円減少して90兆4,568億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比0.35ポイント上昇して12.83%、Tier 1 比率は、前連結会計年度末比0.66ポイント上昇して7.71%となりました。

		前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B - A)
基本的項目 (Tier 1)	(A)	67,353	69,755	2,402
補完的項目 (Tier 2)	(B)	53,327	<u>49,408</u>	<u>3,919</u>
準補完的項目(Tier 3)	(C)			
控除項目	(D)	1,466	<u>3,098</u>	<u>1,631</u>
自己資本 = (A) + (B) + (C) - (D)	(E)	119,214	<u>116,065</u>	<u>3,148</u>
リスク・アセット	(F)	955,206	<u>904,568</u>	<u>50,638</u>
連結自己資本比率 = (E) ÷ (F)		12.48%	<u>12.83%</u>	<u>0.35%</u>
Tier 1 比率 = (A) ÷ (F)		7.05%	<u>7.71%</u>	<u>0.66%</u>

(注) 自己資本比率は、当連結会計年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

なお、前連結会計年度末計数は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(訂正後)

自己資本は、当期純利益の積上げによる基本的項目(Tier 1)の増加があったものの、新制度の適用による貸倒引当金計上基準の変更等により、補完的項目(Tier 2)が減少したため、前連結会計年度末比3,194億円減少して11兆6,019億円となりました。

リスク・アセットは、新制度適用によるオペレーショナルリスクの追加等に伴う増加額を信用リスクの減少額が上回ったため、前連結会計年度末比4兆7,166億円減少して90兆8,040億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比0.29ポイント上昇して12.77%、Tier 1比率は、前連結会計年度末比0.63ポイント上昇して7.68%となりました。

		前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	前連結会計年度末比 (億円) (B - A)
基本的項目 (Tier 1)	(A)	67,353	69,755	2,402
補完的項目 (Tier 2)	(B)	53,327	49,405	3,922
準補完的項目(Tier 3)	(C)			
控除項目	(D)	1,466	3,142	1,675
自己資本 = (A) + (B) + (C) - (D)	(E)	119,214	116,019	3,194
リスク・アセット	(F)	955,206	908,040	47,166
連結自己資本比率 = (E) ÷ (F)		12.48%	12.77%	0.29%
Tier 1比率 = (A) ÷ (F)		7.05%	7.68%	0.63%

(注) 自己資本比率は、当連結会計年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

なお、前連結会計年度末計数は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。